

平成29年2月1日

【照会先】

職業安定局 雇用開発部

高齢者雇用対策課

課長 福士 亘

課長補佐 三浦 淳一

(代表電話)03 (5253) 1111 (内線5825)

(直通電話)03 (3502) 6779

報道関係者 各位

高齢者がいきいきと働くことのできる 職場づくりの事例を広く募集します

—平成29年度「高齢者雇用開発コンテスト～生涯現役社会の実現に向けて～」—

厚生労働省では、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、高齢者が働きやすい職場づくりの事例を募集する、平成29年度の「高齢者雇用開発コンテスト～生涯現役社会の実現に向けて～」を実施しますので、お知らせします。

これは、高齢者雇用の重要性についての国民や企業の理解の促進と、高齢者がいきいきと働くことのできる職場づくりの実践やアイデアの普及を目的としたもので、毎年開催しています。

対象は、希望者全員が65歳まで働ける企業です。高齢者のための働きやすい職場環境の改善や新たな職場や職務の創出など年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができる職場とするための改善策や創意工夫事例を募集します。

応募期間は2月1日(水)から5月11日(木)までです(当日消印有効)。応募のあった事例のうち、特に優れたものについては、10月の「高齢者雇用支援月間」中に表彰する予定です。

平成29年度高年齢者雇用開発コンテスト
～ 生涯現役社会の実現に向けて ～

(主催：厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

高年齢者雇用開発コンテストは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行うことで、改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を国民及び企業等に広く周知することにより、雇用環境の整備に係る企業等の具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的として実施します。

【募集内容】

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするために、各企業等が行った創意工夫の事例を募集します。参考として以下の改善項目を例示いたします。

- ① 制度面の改善
定年制の廃止や定年年齢の引上げ、継続雇用制度、賃金・評価制度の改善のほか、短時間勤務等柔軟な雇用形態、在宅勤務制度の導入、役割の明示、評価・面談制度の導入など
- ② 高年齢者を戦力化するための工夫
組織風土の改善、職場コミュニケーションの推進、新職場・職務の創出など
- ③ 能力開発
高年齢者を対象とした教育訓練やキャリア形成支援のほか、高年齢者による技能継承など
- ④ 職場環境の改善
ミスの防止、ムダな動きの削減、疲労防止など、高年齢者が働きやすくするための職場の環境改善
- ⑤ 健康管理・安全衛生・その他
高年齢者を対象とした健康管理・メンタルヘルス・安全衛生管理・福利厚生などに関する改善

【応募方法】

- (1) 指定の応募様式に記入または入力の上、紙媒体または電子媒体で提出してください。また、写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。
- (2) 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」といいます。）各都道府県支部高齢・障害者業務課において紙媒体または電子媒体で配付します。また、機構のホームページからも入手できます。

【応募資格】

- (1) 原則として、「企業」または「事業所」からの応募とします。
- (2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
- (3) 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていることとします。
ただし、高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象の基準を設けている場合は、希望者全員が65歳まで働ける制度には該当しないことから、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とします。

【応募締切日】

平成29年5月11日（木） 当日消印有効

【提出先】

機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課へ提出してください。

【賞】**(1) 厚生労働大臣表彰**

最優秀賞 1編

優秀賞 2編

特別賞 3編

※審査の結果により、編数は変更になる場合があります。

(2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞 若干編

特別賞 若干編

【審査】

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

【入賞企業等の発表等】

(1) 入賞企業等は、平成29年9月下旬を目処に厚生労働省及び機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省または機構より通知します。また、10月中に表彰式を行います。

(2) その他、厚生労働省及び機構のホームページ、機構発行の「エルダー」誌上に入賞企業等の事例を掲載する予定です。

【問い合わせ先】

機構（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity02.html>）

機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課

（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>）

【その他】

応募した文書の著作権及び使用権は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構が実施する啓発活動に活用します。